児童養護施設等における児童福祉施設 最低基準等の一部を改正する省令の施行 に係る留意点について

平成10年2月18日 厚生省児童家庭局家庭福祉課長

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第15号)は、平成10年2月18日をもって公布され、その概要等については、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令並びに児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(平成10年2月18日児発第84号厚生省児童家庭局長通知)により通知されたところであるが、同省令による改正後の児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)の施行に関し、児童養護施設等において留意すべき事項は下記のとおりであるので、御了知の上、管下の市町村、関係機関、関係団体等にその周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 自立支援に向けた処遇の充実に ついて

(1)児童養護施設等における生活指導等について (最低基準第44条第1項及び第84条第1項関係)

児童養護施設及び児童自立支援施設の生活指導等 について、児童の自立の支援を目的とする旨を明確 にしたことに伴い、自立支援の観点に立った生活指 導等の充実に努められたいこと。

具体的には、児童の年齢と発達段階に応じ、生活の各場面で自主性と自ら判断し決定する力を養うことを念頭においた指導が求められること。児童の態様に応じ、児童が選択肢の中で自ら決定する機会を積極的に設けることや、自主的な組織の運営、地域の子ども会への参加等を奨励することも考えられること。

また、生活面においても、調理・洗濯・掃除等の家事、栄養面を含めた健康の自己管理、金銭の管理、余暇の過ごし方や官公庁・金融機関等の利用等、施設を退所後、社会人として必要となる具体的な生活技術を児童が習得できるよう特に配意願いたいこと。併せて、児童が職業生活の重要性を理解するための指導として、施設を退所して社会人となっている者との交流や職場見学・職場実習等の指導を行うことが重要であるほか、児童の社会性を養う観点から、ボランティア等の体験を通して生活経験の拡大を図ることも考えられること。

なお、施設措置を解除された者についても、可能な範囲で当該施設において連絡、助言等の支援を図るとともに、児童相談所の指導等が必要と認められる場合には相談、通告するよう努められたいこと。

(2)児童相談所における施設退所後の自立支援について

児童相談所にあっては、児童養護施設、情緒障害 児短期治療施設及び児童自立支援施設を退所した児 童のうち、必要と認められるものについては、指導及び一時保護の実施を検討するとともに、更に必要な場合には児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第9項の規定に基づく措置を採り児童自立生活援助事業の対象とすることや再度施設入所措置を採ることについても検討すること。

第2 家庭環境の調整等について

(最低基準第44条第2項、第76条第2項及び第84条 第3項関係)

児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童 自立支援施設の長は、児童の家庭の状況に応じその 家庭環境の調整を図ることとされたことに伴い、早 期の家庭復帰を通じて児童の社会的自立を図る観点 から、家庭において保護者により児童の態様に応じ た監護が適切になされるよう、家庭環境の調整に留 意願いたいこと。

この場合、施設を退所し家庭に復帰することが難 しい場合であっても、その家庭の状況に応じて、面 会・一時帰宅等を促進し、可能な範囲で環境の調整 を図ることが必要であること。

なお、父母が死亡した児童や、父母が長期にわたって行方不明である児童等については、当該施設の 長は、児童相談所に対し、親族家庭での引取りや里 親委託措置の検討を求めるよう努めること。

第3 関係機関との連携について

(最低基準第47条、第78条及び第87条関係)

児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童 自立支援施設について、関係機関との連携に係る規 定が設けられたことに伴い、児童の指導及び家庭環 境調整に当たって関係機関の機能を十分に活用し、 役割を分担しながら総合的な指導の実施を図られた いこと。

児童の通学する学校及び児童相談所と密接に連携を取ることはもちろん、必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員(主任児童委員を含む。)や児童の就労について公共職業安定所、児童の保健について保健所、市町村保健センターその他必要と認めら

れる関係機関と密接に連携を図らなければならない こと。連携の方法としては電話連絡、面談のほか、 合同で当該児童及び家庭の処遇に関する会議を開催 すること等が考えられること。

第4 児童自立支援施設について

(1) 職員の名称等について(最低基準策80条関係)

教護を児童自立支援専門員に、教母を児童生活支援員に名称変更するとともに、その所掌事務についても改正を行い、また職員の性別による限定を廃止したが、職員の配置については、各々の施設の実態や、児童の処遇の状況に応じ、各任命権者の判断において適切に行われたいこと。

(2)児童の生活の場所の制限に係る規定の廃止について(改正前の最低基準第86条の削除関係)

教護院の長は一定の場合に児童の生活の場所を制限することができる旨の規定については、当該規定に基づく生活の場所の制限が、法第47条に基づき当然に採り得る措置であることから今回の改正により削除したものであり、児童自立支援施設の長は、引き続き児童の外出を制限する等の措置を採ることが可能であること。

ただし、児童の生活の場所の制限は、当該児童を 指導するためやむを得ないときに、一定の期間を限 って採るべき措置であり、かつ、児童の肉体に苦痛 を与える等過酷にわたってはならないことは従前の とおりであり、これらの要件を満たすことなく児童 の生活の場所の制限を行うことは、最低基準第9条 の2 (懲戒に係る権限の濫用禁止)に反するもので あること。

第5 母子生活支援施設について

(1) 生活指導について(最低基準第29条関係)

母子生活支援施設における生活指導の目的に係る 規定を改めたことに伴い、個々の母子の精神・身体 及び日常生活の状況に応じた生活指導の充実に特に 留意願いたいこと。具体的には、母子の疾病・障害 の有無や、児童の父による面接交渉の強要がある、 あるいは母の就労が早朝や夜間、日曜休日にわたる 等の状況に応じて、職員の勤務形態を工夫したり、 施設内保育を実施するなどの方法により適切な支援 を行うとともに、個々の母子の私生活を尊重しつつ、 以下のような指導をさらに充実されたいこと。

就労

就労の動機付けと就労習慣の指導、公共職業 安定所の利用に係る助言や必要な場合の同行、 職業訓練校や講習会等の情報提供、職場での人 間関係等についての助言等

家庭生活及び児童の養育

家事や家政管理の指導、施設内保育や少年を 指導する職員による児童の養育の支援、児童の 育児や進学その他養育に関する相談、母の疾病・ 残業等の際の一時的な家事・養育の代替、児童 の父との関係に係る相談・助言や緊急時の保護 及び法律等専門的助言が必要と認められる場合 の適当な機関の紹介、その他母子福祉施策に関 する情報提供等

(2)関係機関との連携(最低基準第30条の2関係)

母子生活支援施設について関係機関との連携に係る規定が設けられたことに伴い、福祉事務所、母子相談員、児童家庭支援センターや母子福祉団体、公共職業安定所とともに、必要に応じて児童の通学する学校、児童相談所その他必要と認められる関係機関と密接な連携を図られたいこと。連携の方法としては電話連絡、面談のほか、合同で当該母子家庭の生活の支援に係る会議を開催すること等が考えられること。